

おくやみ

手続きのご案内

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

尾花沢市では深い悲しみの中ご遺族がやらなければならない諸手続きについて「おくやみ手続きのご案内」を作成しました。

ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

死亡届後のお手続き（来庁時、必ずお持ちいただくもの）

市役所でのお手続きは1～9まであります。詳細は各ページをご覧ください。

ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（写真入りは1点、なしは2点）
- 預金通帳（喪主の方、未支給年金請求者）

亡くなられた方のも

- 印鑑登録手帳
- 国民健康保険被保険者証（資格確認書）
- 後期高齢者医療被保険者証（資格確認書）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 重度心身障がい児（者）医療証等各種医療証
- 介護保険被保険者証、各種認定証
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 灯油券
- 除雪券
- 住民基本台帳カード
- 特定疾病療養受療証
- 介護用品券
- 精神障害者保健福祉手帳
- 自立支援医療受給者証
- タクシー券

※見つからない場合は、来庁時にお知らせください。

受付場所

1階市民税務課

窓口を移動することなく1カ所で完了することができます。

※一部担当課でしかできない手続きもあります。

受付時間

●午前9時00分～午前11時30分

●午後1時30分～午後4時30分

月曜日及び休日明けの最初の開庁日の午前は特に混雑致しますので、お避けいただくか、お時間がかかることをご承知のうえ、御来庁ください。

お手続きは人によって異なりますが、約1時間ほどかかります。可能な限り上記の時間でご来庁をお願いします。

1.住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた
手続き → カードの返却

《 手続き詳細 》

【マイナンバーカード・個人番号通知カード】

亡くなられた方に関する相続や納税、死亡保険金の支払いなどにおいて、個人番号（マイナンバー）の提示を求められる場合があるので、しばらくの間保管し、必要がなくなったら返却してください。

【住民基本台帳カード】

返却してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の住民基本台帳カード

《 期限 》

なし

【お問い合わせ先】

市民税務課 市民年金係
0237-22-1111

内線 131~135

直通 0237-22-1235

印鑑登録をしていた

手続き → 印鑑登録手帳の返却または破棄

《 手続き詳細 》

亡くなられた方が登録していた場合、その方の登録は死亡日をもって失効します。印鑑登録手帳は返却してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の印鑑登録手帳

《 期限 》

なし

【お問い合わせ先】

市民税務課 市民年金係
0237-22-1111

内線 131~135

直通 0237-22-1235

2.保険に関する手続き

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた

手続き → 資格確認書等の返却

《 手続き詳細 》

誤って使用しないように資格確認書（または被保険者証）等を返却してください。

必要なもの

- 亡くなられた方の国民健康・後期高齢者医療保険資格確認書（または被保険者証）
- 亡くなられた方の限度額適用認定証、または限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）
- 亡くなられた方の特定疾病療養受領証（お持ちの方のみ）

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

健康増進課 国保医療係
0237-22-1111

内線 623・624

直通 0237-22-1118

■ 手続き → 葬祭費の申請

《 手続き詳細 》

被保険者が亡くなられたときは、葬祭をおこなった方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されてから3カ月以内に亡くなられた場合は、以前加入していた健康保険から支給されるときがあります。事前に職場・事業所等にお問い合わせください。

必要なもの

- 喪主の通帳
- 喪主のマイナンバーが分かるもの
- 喪主の身分証明書

《 期限 》

葬祭を行った日の翌日から2年以内

【お問い合わせ先】
健康増進課 国保医療係
0237-22-1111
内線 623・624
直通 0237-22-1118

■ 手続き：高額療養費の申立

《 手続き詳細 》

被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合に、相続人代表者が申請できます。

必要なもの

- 相続人代表者の通帳
- 相続人代表者の身分証明書類

《 期限 》

診療年月の翌月1日から2年以内

【お問い合わせ先】
健康増進課 国保医療係
0237-22-1111
内線 623・624
直通 0237-22-1118

3.年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き → 未支給年金の申請

《 手続き詳細 》

国民年金（老齢、障害）を受け取っていた方が亡くなられた場合、亡くなった月までの年金が支給されます。親族の方に受け取っていただくための手続きです。また別世帯の方が受け取る場合は、生計同一の申立書が必要です。

必要なもの

- 受け取る方の戸籍謄本
- ※亡くなられた方の住民票除票
- ※受け取る方の住民票謄本（※はマイナンバーによる省略が可能）
- 受取口座のわかる通帳またはカード
- 生計同一関係に関するの申立書（別世帯の方が受け取る場合）

《 期限 》

亡くなられた日の翌日から5年

【お問い合わせ先】
市民税務課 市民年金係
0237-22-1111
内線 131・135
直通 0237-22-1235

厚生年金に加入または受給していた

手続き → 遺族年金の申請

《 手続き詳細 》

厚生年金を納付されていた方、受給されていた方が亡くなった場合、配偶者、18歳未満の子ども、両親が遺族年金を受け取れる場合があります。詳細については日本年金機構へお問い合わせください。

必要なもの

手続き内容によって異なります。日本年金機構にご確認ください。また手続きは予約制となっておりますので、ご予約をしてください。

《 期限 》

亡くなった日の翌日から5年

【お問い合わせ先】

日本年金機構
新庄年金事務所
0237-22-2050

共済年金に加入または受給していた

手続き → 必要な手続きの確認

《 手続き詳細 》

共済年金を納付されていた方、受給されていた方が亡くなった場合、各種共済へ届出が必要です。詳細は各種共済の担当部署へお問い合わせください。

必要なもの

手続き内容によって異なります。
各種共済の担当部署にご確認ください。

《 期限 》

亡くなった日の翌日から5年

【お問い合わせ先】

山形県市町村職員共済
023-622-6900
公立学校共済
023-630-2883

農業者年金に加入または受給していた

手続き → 農業者年金死亡関係届出書の提出

《 手続き詳細 》

亡くなった方の、未支給・死亡一時金がある場合、受け取っていたための手続きです。三親等内の親族が請求できます。

必要なもの

- 亡くなった方の戸籍謄本
- 請求者の戸籍謄本
- 請求者の預金通帳
- 農業者年金証書

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局
0237-22-1111
内線 150・151
直通 0237-22-1115

4.税金等に関する手続き

税金等の納付が済んでいない

手続き → 税金納付に係る手続き

《 手続き詳細 》

納付義務者がお亡くなりになった場合、納付義務が相続人に承継され、まだ納付されていない分は、相続人の方に納付していただくことになります。

市県民税・固定資産税：

死亡後の更正はありませんので未納があれば納付してください。

国保・介護・後期：

死亡の月までに納期が到来する分を納付してください。その後更正があれば、死亡の翌月以降に通知します。

必要なもの

なし

《 期限 》

亡くなった日から3カ月

【お問い合わせ先】

市民税務課 市税係

0237-22-1111

内線 121~124

直通 0237-22-1117

手続き → 軽自動車を所有していた

《 手続き詳細 》

軽自動車をお持ちの場合は、名義変更または、廃車の手続きをしてください。

【手続き先】

◆市役所

原動機付自転車（125cc以下）、
農耕作業用自動車、小型特殊自動車

◆軽自動車検査協会（☎050-3816-1835）

三輪・四輪の軽自動車、被けん引車

◆東北運輸局山形運輸支局（☎023-686-4711）

軽二輪（125cc～250cc以下）
二輪小型自動車（250cc超）

※亡くなった翌年度の4月1日までに廃車手続きをされなかった場合、相続人に軽自動車税が課税されます。

必要なもの

手続きに来庁される方の本人確認ができるもの

ナンバープレート（廃車の場合のみ）

※同一世帯員以外の方が手続きをする際は委任状が必要な場合があります。

※市役所以外での手続きの場合は、上記の手続き機関へ事前に電話にてご確認ください。

《 期限 》

〈 名義変更 〉

新たな所有者決定後15
日以内

〈 廃車 〉

廃車した日から30日
以内

【お問い合わせ先】

市民税務課 市税係

0237-22-1111

内線 121~124

直通 0237-22-1117

■ 手続き → 市税等を納めていた・固定資産を所有していた

《 手続き詳細 》

尾花沢市に市税を納めていた方、又は尾花沢市内に土地・家屋・償却資産をお持ちの方が亡くなられた場合、「市税等納税義務代表者（相続人代表者）指定届出書兼固定資産現所有届」をご提出ください。

※亡くなられた方に代わって納税や還付の手続きを行う方の届出になります。期間内に提出されなかった場合、市が相続人の一人を送付先に指定することがあります。

※土地及び登記家屋の所有者変更は山形地方法務局村山出張所での登記手続きが別途必要です。詳細は「10. 市役所以外での手続き」に記載の担当窓口までお問い合わせください。

※相続放棄がお済みの方は家庭裁判所から発行される「相続放棄申述受理通知書（写し可）」をお持ちください。

必要なもの

相続人代表者の口座通帳（写し可）

《 期限 》

亡くなった日から3カ月
【お問い合わせ先】
市民税務課
市税係・資産税係
0237-22-1111
内線 121~127
直通 0237-22-1117

■ 手続き → 口座振替をしていた

《 手続き詳細 》

死亡された方の口座を市税等の口座振替に利用されていた場合、自動的に口座振替を停止します。納付書を発行しますので、お支払いをお願いします。

新たに口座振替をご希望の場合は、金融機関での手続きが必要になります。

必要なもの

通帳

印鑑

《 期限 》

なし
【お問い合わせ先】
市民税務課 収納係
0237-22-1111
内線 128~130
直通 0237-22-1117

亡くなられた方の名義で、税等の通知書（納付や還付）、その他お手続きのご案内をお送りすることがあります。お手元に届きましたら、必ず開封し、内容をご確認ください。

5.介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた 手続き → 介護保険被保険者証等の返却

《 手続き詳細 》

亡くなられた方の被保険者証等の返却が必要です。

必要なもの

- 亡くなられた方の介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証
- 介護保険各種認定証

《 期限 》

随時

【お問い合わせ先】
福祉課 高齢者福祉係
0237-22-1111
内線 165
直通 0237-22-1116

手続き → 高額介護サービス費等の振込先口座の変更

《 手続き詳細 》

亡くなられた方が介護保険サービスを利用し、高額介護サービス費等の該当（予定）になっている場合、振込先口座の変更が必要です。

必要なもの

- 通帳（相続人またはご家族の方名義）

《 期限 》

亡くなられた日の翌日から2年

【お問い合わせ先】
福祉課 高齢者福祉係
0237-22-1111
内線 162
直通 0237-22-1116

手続き → 介護用品券（おむつ券）の返却

《 手続き詳細 》

亡くなられた方が介護用品券を利用していた場合、返却する必要があります。

必要なもの

- 亡くなられた方の介護用品券

《 期限 》

随時

【お問い合わせ先】
福祉課 高齢者福祉係
0237-22-1111
内線 165
直通 0237-22-1116

6. 福祉に関する手続き

おもいやりタクシー券（紙）を利用していた

手続き → 未使用分のおもいやりタクシー券の返却

《 手続き詳細 》

亡くなられた方のタクシー券を返却する必要があります。

必要なもの

未使用分のタクシー券

《 期限 》

随時

【お問い合わせ先】

福祉課 高齢者福祉係

0237-22-1111

内線 161

直通 0237-22-1116

緊急通報システムを利用していた

手続き → 異動届の提出

《 手続き詳細 》

亡くなられた方が、緊急通報システムを利用していた場合、異動届を提出する必要があります。

後日、装置の取り外し等日程を調整し、立ち合いをお願いします。

必要なもの

なし

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

福祉課 高齢者福祉係

0237-22-1111

内線 161

直通 0237-22-1116

災害時要援護者台帳の登録していた

手続き → 登録申請の更新

《 手続き詳細 》

亡くなられた方が、災害時要援護者台帳の登録をしていた場合で、単身世帯以外の場合には、登録内容の更新をお願いします。

必要なもの

なし

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

福祉課 高齢者福祉係

0237-22-1111

内線 161

直通 0237-22-1116

身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を交付されていた

手続き → 手帳の返還

《 手続き詳細 》

各種手帳の返還に係る届出

必要なもの

各種手帳

《 期限 》

随時

【お問い合わせ先】

福祉課 生活福祉係

0237-22-1111

内線 172

直通 0237-22-1116

7.子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き → 消滅届、未支払請求書等の提出

《 手続き詳細 》

受給者（父母等）が亡くなられた場合、亡くなられた日の属する月の手当までが支給されます。

必要なもの

- 支給対象児童（第1子）名義の通帳
 - 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きのもの）
- ※その後、受給者を変更する場合は、別途手続きが必要になります。
（15日以内）
- 通帳またはキャッシュカード（申請者名義のもの）
 - 保険証（申請者名義のもの）

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

福祉課 こども家庭支援係
0237-22-1111
内線 177
直通 0237-22-1116

子育て支援医療証を交付されていた

手続き → 医療証の返却

《 手続き詳細 》

誤って使用しないように子育て支援医療証を回収します。

必要なもの

- 亡くなられた方の子育て支援医療証

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

健康増進課 国保医療係
0237-22-1111
内線 624・625
直通 0237-22-1118

8.福祉医療（医療証）に関する手続き

重度心身障がい（児）者医療証を交付されていた

手続き → 医療証の返却

《 手続き詳細 》

誤って使用しないように重度心身障がい（児）者医療証を回収します。

必要なもの

- 亡くなられた方の重度心身障がい（児）者医療証

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

健康増進課 国保医療係
0237-22-1111
内線 624・625
直通 0237-22-1118

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き → 医療証の返却

《 手続き詳細 》

誤って使用しないようにひとり親家庭等医療証を回収します。

必要なもの

- 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

健康増進課 国保医療係

0237-22-1111

内線 624・625

直通 0237-22-1118

9.その他の手続き

農業集落排水処理施設を使用していた(丹生・正殿・毒沢・牛房野)

手続き → 農業集落排水処理施設使用者変更届

《 手続き詳細 》

名義人が亡くなられた場合は、使用者変更届の提出をお願いします。

必要なもの

- なし

※上記料金の振替口座の名義人が亡くなったときはご相談ください。

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課

公営企業会計係

0237-22-1111

内線 262

直通 0237-22-1112

簡易水道を使用していた(宮沢・玉野・常盤地区、大字二藤袋)

手続き → 使用者変更届の提出

《 手続き詳細 》

名義人が亡くなられた場合は、使用者変更届の提出をお願いします。

必要なもの

- なし

※上記料金の振替口座の名義人が亡くなったときは、担当窓口にご相談ください。

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課

公営企業会計係

0237-22-1111

内線 262

直通 0237-22-1112

市営墓地を利用していた

手続き → 名義変更や埋葬の手続き

《 手続き詳細 》

利用者名を変更し埋葬する場合、継承届と記載事項変更届の提出が必要です。

また墓じまいなどを行う場合は、返還等の手続きが必要です。

必要なもの

お問い合わせください。

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課

生活環境エネルギー係

0237-22-1111

内線 261

直通 0237-22-1112

浄化槽を使用していた

手続き → 浄化槽管理者変更報告書の提出

《 手続き詳細 》

管理者が亡くなられた場合は、管理者変更報告書の提出をお願いします。

必要なもの

なし

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

環境エネルギー課

生活環境エネルギー係

0237-22-1111

内線 261

直通 0237-22-1112

市営住宅に入居していた

手続き → 退居または異動届の提出

《 手続き詳細 》

入居者（単身）が死亡の場合

明渡届の提出及び退居の手続き

入居者（名義人）が死亡：継続使用承認届の提出が必要です。

入居者（世帯員）が死亡：異動届の提出が必要です。

必要なもの

入居者（単身）が死亡の場合

※手続きの際に、ご相談ください。

入居者（名義人）が死亡の場合

住民票謄本

戸籍謄本

入居者（世帯員）が死亡の場合

住民票謄本

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

建設課 都市住宅係

0237-22-1111

内線 287

直通 0237-22-1114

■ 手続き → 道路占用権譲渡（承継）の届出

《 手続き詳細 》

相続などで占有物件を譲渡（承継）する場合に手続きが必要になります。

必要なもの

- 道路占用許可書

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

建設課 維持管理係

0237-22-1111

内線 282

直通 0237-22-1114

■ 水田台帳（細目書）、経営所得安定対策等交付金交付申請者の農業経営の承継

手続き → 農業経営の承継の届出

《 手続き詳細 》

相続などで名義変更、住所変更、登録口座の変更があった場合、農林課に届出してください。

必要なもの

変更後の氏名、住所、連絡先がわかるもの

口座の場合

- 変更後の名義人の通帳

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

農林課

水田営農対策係

0237-22-1111

内線 147・148

直通 0237-22-1115

■ 森林の土地の所有者届出

手続き → 所有者の届出

《 手続き詳細 》

相続登記完了後、農林課まで必要書類をご提出ください。

必要なもの

- 森林の土地所有者届出書
- 登記完了証

《 期限 》

相続登記後すみやかに

【お問い合わせ先】

農林課 農村林務係

0237-22-1111

内線 146・152

直通 0237-22-1115

■ 農地の権利取得（相続）の届出

手続き → 相続登記完了の届出

《 手続き詳細 》

農地を所有していた方が亡くなられた場合「相続登記」が必要です。相続登記が済みましたら、農業委員会へ届出書等をご提出ください。

必要なもの

- 農地法第3条の3の規程による届出書
- 相続した農地を確認できるもの（登記完了証等）

《 期限 》

相続登記後すみやかに

【お問い合わせ先】

農業委員会

0237-22-1111

内線 151

直通 0237-22-1115

住んでいた家が空き家になった

手続き → 今後の予定の確認

《 手続き詳細 》

今後のご予定と連絡先をお伺いさせていただきます。

必要なもの

なし

《 期限 》

すみやかに

【お問い合わせ先】

防災危機管理課

0237-22-1111

内線 235

直通 0237-22-1113

改葬・墓じまいの手続きについて

《 手続き詳細 》

1. 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらう

2. 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。

《 必要書類 》

改装許可申請書

受入証明書

3. 遺骨を取り出し

4. 納骨

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。

《 期限 》

随時

【お問い合わせ先】

市民税務課 市民年金係

0237-22-1111

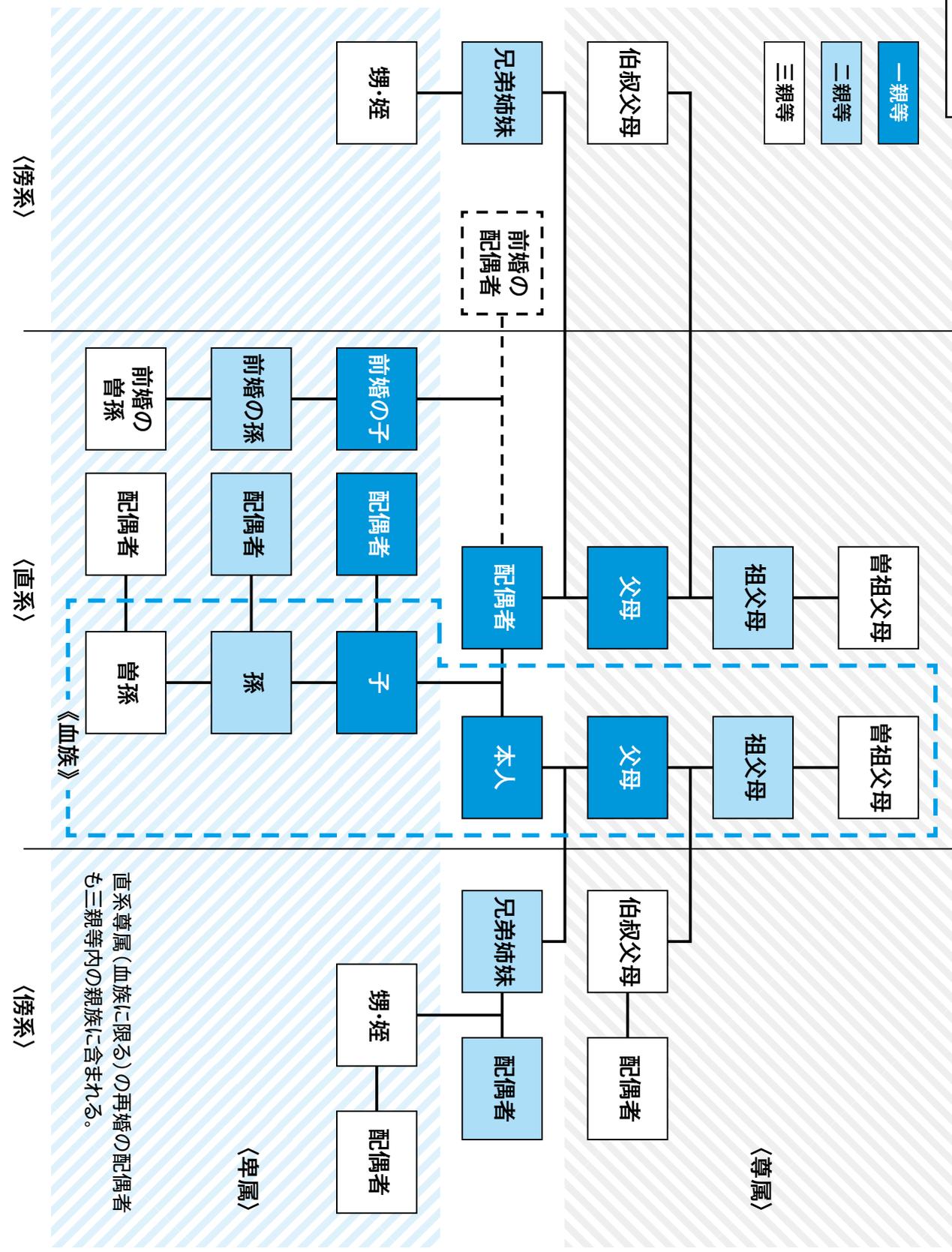
内線 131~135

直通 0237-22-1235

10.市役所以外での手続き

手続き	問い合わせ先
普通自動車の名義変更、廃車	東北運輸局山形運輸支局 023-686-4711
水道の所有者変更届(尾花沢・福原地区)	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 上下水道課 0237-23-2161
公共下水道の使用者変更届(尾花沢・銀山地区)	
相続登記	山形地方法務局村山出張所 0237-53-2151
運転免許証の返却	山形県総合交通安全センター 023-655-2150
軍人恩給年金	総務省 恩給相談室 03-5273-1400
パスポートの返納	山形県パスポートセンター 023-647-2566
その他電気、ガス、電話(固定・携帯)、NHK受信料、銀行口座、インターネット、クレジットカードなどの手続きもあります	

親族図



発 行 尾花沢市 市民税務課
発行年 令和7年3月